

中部総合精神保健福祉センター
会計年度任用職員（精神医療審査業務専門員）募集要項

項 目	内 容
職名	精神医療審査業務専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都立中部総合精神保健福祉センター事務室 （東京都世田谷区上北沢2-1-7）
職務内容	精神科病院入院患者からの退院請求・処遇改善請求の受理業務等
求められる資格・能力	【資格】 看護師、保健師、精神保健福祉士又は同等の知識・経験を有する者 【求められる能力】 （1）精神保健福祉法の入院制度に関する専門的知識・経験を有している。 （2）相手の考えや行動を理解し、親切・丁寧な対応を行うことができる。 （3）業務に対し強い責任感を持ち、意欲的に取り組むことができる。
勤務日数	月4日以内（原則として水曜日）
勤務時間	8時30分から17時15分まで 又は 9時00分から17時45分まで（実労働時間 1日 7時間45分） 所定勤務時間を超える勤務の有無：業務の必要上やむを得ない場合のみ
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、慶弔休暇、災害休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、健康管理休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	月額13,000円（通勤手当相当額を別途支給） ※ 通勤手当相当額を別途支給（上限：2,600円/日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日までに口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	加入なし

※ 上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

項 目	内 容
応募方法	<p>「会計年度任用職員申込書」を募集期限までに下記応募先に郵送してください。</p> <p>※ 写真を必ず貼付してください。</p> <p>※ 連絡先として、日中連絡可能な電話番号を記載してください。</p> <p>※ 応募書類は選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。</p>
募集期限	令和8年4月15日（水曜日）午後5時必着
選考方法	<p>第1次選考 書類選考</p> <p>第2次選考 面接選考（書類選考後、別途お知らせします。）</p>
応募先・問合せ先	<p>〒156-0057</p> <p>東京都世田谷区上北沢2-1-7</p> <p>東京都立中部総合精神保健福祉センター事務室庶務担当 齋藤・谷本</p> <p>電話：03-3302-7575</p>